

新潟市立関屋中学校外 1 校
特別教室空気調和設備設置工事
【設計・施工一括発注】
入札説明書

令和 7 年 4 月 2 2 日

新潟市

— 目 次 —

1. 入札説明書等の定義	1
2. 工事概要.....	1
2.1. 工事名	1
2.2. 工事の目的	1
2.3. 工事概要.....	1
2.3.1. 発注方式	1
2.3.2. 対象校・設置教室数	1
2.3.3. 工事期間	1
2.3.4. 業務の範囲.....	2
3. 入札に関する事項	2
3.1. 入札スケジュール	2
3.2. 入札説明書等の公表.....	2
3.2.1. 入札説明書等の配布	2
3.2.2. 各学校施設情報の電子データの提供	2
3.3. 現地見学に関する事項	3
3.4. 入札参加申請方法	4
3.4.1. 入札参加資格の要件	4
3.4.2. 入札参加申請方法	4
3.5. 入札説明書等に関する質疑及び回答.....	4
3.6. 入札及び開札.....	5
3.6.1. 入札・開札日時及び場所	5
3.6.2. 予定価格	5
3.6.3. 入札方法	5
3.6.4. 入札に関する留意事項.....	5
3.6.5. 入札の無効.....	7
3.6.6. 入札の辞退.....	7
3.7. 入札参加資格の審査（資格審査）	7
3.7.1. 入札参加資格審査申請書類の構成書類.....	7
3.7.2. 資格審査基準日	8
3.8. 落札者の決定.....	8
3.9. 入札保証金	8
3.10. その他	8

4. 契約及び支払に関する事項	9
4.1. 契約に関する事項	9
4.1.1. 契約手続き	9
4.1.2. 契約の概要	9
4.1.3. 契約保証金	9
4.1.4. 契約書作成費用	9
4.2. 支払に関する事項	9
5. リスク分担に関する事項	9
5.1. リスク分担の基本的な考え方	9
5.2. 予想されるリスクと責任分担	9
6. 工事実施に関する事項	10
6.1. 請負業者賠償責任保険	10
6.2. 法令等の遵守	10
7. その他	10
7.1. 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	10
7.2. その他工事の実施に関し必要な事項	10
7.2.1. 情報提供	10
7.2.2. 問合せ先	10

【用語の定義】

用語	定義
受注者	本市と契約を締結し本工事を実施する民間事業者をいう。
空気調和設備	冷暖房設備のことをいい、室内機、室外機及び配管、並びに本工事において整備される一切の設備のことをいう。
対象校	本工事において空気調和設備を設置する学校をいう。
設計・施工一括方式 (DB方式)	本市が資金調達を行い、受注者が設計業務及び施工業務を行う方式のことをいう。
参加者	本工事の入札に参加する企業又は特定共同企業体のことをいう。
特定共同企業体	本工事を受注、施工することを目的として複数の企業が形成する事業組織体のことをいう。
代表企業	本工事を実施するにあたり構成される特定共同企業体を代表する企業のことをいう。
構成企業	本工事を実施するにあたり構成される特定共同企業体を構成する代表企業以外の企業のことをいう。

1. 入札説明書等の定義

新潟市立関屋中学校外 1 校特別教室空気調和設備設置工事入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、新潟市契約規則（昭和 59 年新潟市規則第 24 号。以下「契約規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、新潟市（以下「本市」という。）が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書に添付されている以下の資料は、入札説明書と一体のものとする。（以下「入札説明書等」という。）

- ・ 要求水準書
- ・ 請負契約約款（案）

2. 工事概要

2.1. 工事名

新潟市立関屋中学校外 1 校特別教室空気調和設備設置工事

2.2. 工事の目的

本工事は、新潟市の設置する小中学校等における学校教育環境向上の一環として、空気調和設備を対象校の特別教室に整備することにより、児童生徒たちに望ましい学習環境を提供すること、また、民間事業者のノウハウを活用し、本工事を効率的かつ効果的に実施することで、短期間での導入を実現することを目的としている。

2.3. 工事概要

2.3.1. 発注方式

本工事の発注方式は、本工事を実施する受注者が、空気調和設備の設計業務及び施工業務等を実施する設計・施工一括方式（DB 方式）とする。

2.3.2. 対象校・設置教室数

本工事の対象校及び設置教室数は次のとおりとする。

学校名	所在地	設置室数
関屋中学校	新潟市中央区浜浦町 2 丁目 地内	18 室
鳥屋野中学校	新潟市中央区女池 4 丁目 地内	8 室

2.3.3. 工事期間

契約日から令和 8 年 1 月 9 日（金）まで

2.3.4. 業務の範囲

受注者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、要求水準書に示す。

ア 設計業務

- ・ 空気調和設備の設計業務
- ・ その他、付随する業務

イ 施工業務

- ・ 空気調和設備の施工業務
- ・ その他、付随する業務

3. 入札に関する事項

3.1. 入札スケジュール

入札スケジュールは、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和 7 年 4 月 22 日（火）	入札公告 入札説明書等の公表
令和 7 年 4 月 23 日（水）から 令和 7 年 5 月 9 日（金）まで	現地見学可能期間 （土日祝日を除く 9 時～15 時） （4 月 26 日～5 月 6 日は実施しない）
令和 7 年 5 月 12 日（月）	入札説明書等に関する質疑受付締切
令和 7 年 5 月 16 日（金）	入札説明書等に関する質疑に対する回答公表
令和 7 年 5 月 21 日（水）	入札参加申請書の受付締切
令和 7 年 5 月 26 日（月）	入札・開札日
令和 7 年 6 月（上旬）	入札参加資格の審査 落札者の決定及び公表 契約締結

3.2. 入札説明書等の公表

3.2.1. 入札説明書等の配布

入札説明書等は、適宜、本市のホームページに掲載し、公表する。

3.2.2. 各学校施設情報の電子データの提供

現在、本市が所有し、業務に利用できる資料等については、これらを提供できる。

ただし、CD による提供は参加者ごとに 1 通とする。

ア 入札公告時に提供できる電子データ（CD にて提供）※令和 7 年 5 月 21 日（水）まで

- ・ 設置対象室、室外機参考位置図、受変電設備位置のプロット図（PDF データ）
- ・ 変圧器容量一覧（エクセルデータ）
- ・ 自家用電気工作物月次点検結果（PDF データ）
- ・ 電気室等の写真（JPEG データ）
- ・ 本市が所有している各学校のしゅん工図（建築・電気・機械設備の CAD データ又はスキャナーデータ）

イ 留意事項

提供するデータは一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外への配布を禁止とし、取扱いには十分注意すること。また、本工事に係る業務以外で使用しないこととし、不要になった場合は、内容が読み取られないように処理したうえで、速やかに廃棄すること。

3.3. 現地見学に関する事項

入札に参加を希望する者は、次のとおり対象校の現地見学をすることができる。

ア 見学可能期間

令和 7 年 4 月 23 日（水）～ 5 月 9 日（金）※土日祝日を除く

※ 4 月 26 日～ 5 月 6 日は実施しない

各日とも 9 時～ 15 時（※事前予約制）

イ 見学対象

空気調和設備を設置する特別教室並びに校舎外観等

ウ 見学の申し込み

現地見学を希望する場合は次のとおり事前に申し込みをすること。

(7) 申込方法

「7.2.2. 問合せ先」へ電子メールにより申し込みをすること。

予約確定の返信により申し込みの完了となります。

(4) 申込単位

上記見学可能期間のうち、1 学校につき希望する 1 時間（先着順）

エ 見学の手順

- ① 当日は教務室又は事務室へ見学する旨のあいさつを行い、名刺を渡すこと。（学校への事前連絡は不要。また、来校者名簿の記入も要しない。）
- ② 見学にあたっては、任意の腕章等を着用し、本工事の見学者であることを明示すること。
- ③ 本市が提供するプロット図等を参考に見学してもらいが、授業等が行われている教室へは立ち入らないこと。（廊下などからの確認とし、授業等の妨げにならないよう十分注意すること。）
- ④ 見学終了の際は、教務室又は事務室へ声かけをしてから、退出すること。

オ 留意事項

- ・ 本工事と関係のない場所へは立ち入らないこと。
- ・ 学校施設の写真撮影は可とするが、個人が特定されるような撮影は不可とする。また、撮影した写真は本工事以外に使用しないこと。
- ・ 電気室等の見学はできない。
- ・ 対象校における職員や、本市職員による案内は行わない。

3.4. 入札参加申請方法

3.4.1. 入札参加資格の要件

単体又は特定共同企業体の代表企業として参加する場合は、次のア～オの要件を満たすこと。
また、特定共同企業体の構成企業として参加する場合は、次のア～エの要件を満たすこと。

- ア 新潟市公告第 154 号一般競争入札共通公告の 2（2）共通事項に該当するもの。
- イ 管工事について建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づく建設業の許可を受けていること。
- ウ 新潟市内に本社（店）を有するもの。
- エ 令和 7・8 年度新潟市入札参加資格者名簿の管工事で登録されているもので、(ア)・(イ)のいずれかに該当するもの。
 - (ア) 単体の場合
 - ・「A」ランク
 - (イ) 特定共同企業体の場合
 - ・ 2JV（最小出資比率 30%以上）
 - ・ 代表企業：「A」ランク
 - ・ 構成企業（代表企業以外）：「A」又は「B」ランク
- オ 平成 22 年 4 月 1 日以降にしゅん工した、請負金額 40、000 千円以上の空気調和設備工事（工事内容に衛生設備工事及び空気調和設備工事の両方を含む工事も可）で、公共工事又は工事实績情報サービス（CORINS）登録の公共発注機関等の工事の元請実績があるもの。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。

3.4.2. 入札参加申請方法

- ア 提出書類
様式第 1 号「新潟市立関屋中学校外 1 校特別教室空気調和設備設置工事入札参加申請書」
- イ 提出期間
令和 7 年 4 月 22 日（火）～5 月 21 日（水）※土日祝日は除く
- ウ 提出場所
「7.2.2. 問合せ先」を参照すること。
- エ 提出方法
持参又は郵送（書留に限る）により提出すること。なお、持参の場合は、提出期間内の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く毎日、9 時から 17 時まで（12 時から 13 時までを除く。）に提出すること。郵送の場合は提出期間内に必着のこと。

3.5. 入札説明書等に関する質疑及び回答

入札説明書等の内容に関して、質疑の受付及び回答は次のとおりとする。

- ア 受付期間
令和 7 年 4 月 22 日（火）～5 月 12 日（月）17 時まで
- イ 受付方法

様式第 2 号「質疑書」を用いて電子メール又は F A X により提出すること。

ウ 提出先

「7.2.2. 問合せ先」を参照すること。

エ 回答

質疑に関する回答は、令和 7 年 5 月 1 6 日（金）までに本市のホームページに掲載し、公表する。なお、質疑に対する回答をもって、入札説明書等を追加又は修正したものとみなす。

3.6. 入札及び開札

3.6.1. 入札・開札日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 5 月 2 6 日（月） 1 0 : 0 0

※当日の状況により入札開始時間が遅れる場合があります。

イ 場所

新潟市役所 ふるまち庁舎 4 階 4 0 2 会議室

※「入札参加資格審査申請書の構成書類ア～キ」を持参すること。
（「3.7.1. 入札参加資格審査申請書類の構成書類」参照）

3.6.2. 予定価格

予定価格は次のとおりとする。算定根拠は公表しない。予定価格を超えた入札は無効となるため、注意すること。また、発注課が定めた最低制限価格を設けるものとする。

1 5 0 , 1 0 0 , 0 0 0 円（消費税相当額除く。）

3.6.3. 入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、様式第 3 号「入札書」（以下「入札書」という。）に記載された金額に当該金額の 1 0 % に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

3.6.4. 入札に関する留意事項

- ア 参加者又はその代理人は、別添の要求水準書、請負契約約款（案）及び契約規則を熟知の上、入札しなければならない。
- イ 参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の参加者の代理人となることができない。
- ウ 入札室には、参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- エ 参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。

- オ 参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に名刺並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- カ 参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札担当職員が入札の終了を宣言するまで入札室を退室することはできない。
- キ 参加者又はその代理人は、様式第 3 号「入札書」及び様式第 4 号「委任状」を使用すること。
- ク 参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
 - (ア) 参加者の住所及び氏名（法人の場合はその所在地、名称又は商号及び代表者の氏名並びに押印（外国人にあつては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ））。
 - (イ) 代理人が入札する場合は、参加者の住所及び氏名（法人の場合はその所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）並びに当該代理人の氏名及び押印。
 - (ウ) 工事番号、工事名
 - (エ) 工事場所
 - (オ) 入札金額
- ケ 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
- コ 入札書は封筒に入れ、表書きとして入札の日付、工事名、参加者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）を記載のうえ、入札書を同封し、入札公告に示した日時に入札すること。郵便、加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- サ 入札書及び委任状の記載は、ペン又はボールペン（鉛筆・消せるボールペンは不可）を使用すること。
- シ 参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、入札金額及び入札書類の提出後の訂正、差し替え、再提出又は撤回は認めない。
- ス 参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- セ 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- ソ 開札は、参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- タ 開札した場合においては、参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。参加者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、再入札に参加する意思がないものとみなす。また、「3.6.5. 入札の無効」に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- チ 再入札は 1 回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規程により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

- ツ 落札候補者となった場合は、直ちに「3. 7. 1. 入札参加資格審査申請書の構成書類ア～キ」を提出すること。

3.6.5. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- ア 入札参加資格を有しない者が入札したとき
- イ 委任状を提出しない代理人が入札したとき
- ウ 入札金額、又は入札者氏名その他主要な事項が誤字・脱字等により識別しがたいとき
- エ 同一事項について 2 通以上の入札書を提出したとき
- オ 入札者が協定して入札したと認められるとき
- カ 入札に際し不正の行為があったとき
- キ 入札書に記名押印を欠くとき
- ク 入札書が所定の日時までに到着しないとき
- ケ 入札した金額が最低制限価格未満であるとき
- コ その他、契約規則及び関係規程に規定する事項に違反して入札をしたとき

3.6.6. 入札の辞退

入札参加申請後、参加者が入札を辞退する場合は、様式第 9 号「入札辞退届」を入札日時までに持参又は郵送し、「7. 2. 2. 問合せ先」に提出すること。

3.7. 入札参加資格の審査（資格審査）

開札時点では、落札を留保して、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の有効な入札のうち最低の価格を入札したものを落札候補者とし、入札参加資格の審査を行うものとする。このため、入札参加申請者は、開札日までに次の入札参加資格審査書類等を準備すること。

落札候補者となった場合は、直ちに次の「3. 7. 1. 入札参加資格審査申請書類の構成書類」に掲げる入札参加資格審査書類等を提出すること。

（※なお、「3. 6. 1. 入札・開札日時及び場所」における同一の日及び場所において開札したもののうち、複数件の落札候補者となった場合、次のウに掲げる書類については、翌日までの差し替えを認める。）

3.7.1. 入札参加資格審査申請書類の構成書類

入札参加資格審査申請書類の構成書類は、下記のとおりする。各書類の注意事項については様式記載のとおり。（オとキを除く。）

- ア 入札参加資格審査書類の提出について（様式第 5 号）
- イ 施工実績調書（様式第 6 号）
- ウ 配置予定技術者調書（様式第 7 号）
- エ 主任技術者経歴書（実務経験で主任技術者となる場合）（様式第 7 号の 1）
- オ 経営事項審査結果通知書の写し

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査の総合評定値通知書（本件工事の入札参加申請の日前で有効かつ最新のものとす
る。）における管工事の通知を受けていること。経営事項審査結果通知書が有効期限切
れの場合は入札を失格とし、入札参加資格登録も無効になるため注意すること。

- カ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式第 8 号）
- キ 特定共同企業体協定書（※特定共同企業体で申請する場合に限る）

3 部作成し、原本 1 部を本市に提出すること。また、特定共同企業体の存続期間は、本工事のしゅん工予定日から半年後までとすること。

3.7.2. 資格審査基準日

「入札公告」の「入札参加資格の要件」に示す入札参加資格の資格審査基準日は本工事の公告日とする。

3.8. 落札者の決定

- ア 予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の有効な入札のうち最低の価格を入札したものを落札候補者とし、当該落札候補者に対する入札参加資格の確認を経て落札者を決定する。
- イ 落札候補となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札候補者を決定する。
- ウ 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。
- エ 落札者決定後、入札の結果を速やかに本市のホームページに掲載し、公表する。
- オ 本入札において、落札者を決定しないこととなった場合は、その旨を速やかに本市のホームページに掲載し、公表する。

3.9. 入札保証金

契約規則第 10 条の規定による。

3.10. その他

- ア 入札参加資格審査申請書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- イ 本市は、提出された入札参加資格審査申請書類を入札参加資格の審査以外の目的で参加者に無断で使用しない。
- ウ 特定共同企業体として応募する場合、他の応募者の構成企業になることはできない。
- エ 特定共同企業体として応募する場合、入札参加申請後の、参加者の構成企業の変更は認めない。
- オ 本市は、提出された入札参加資格審査申請書類を返却しない。
- カ 落札者決定まで入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。

4. 契約及び支払に関する事項

4.1. 契約に関する事項

4.1.1. 契約手続き

落札者と本市は、契約書の内容について協議を行い、契約を締結する。なお、原則、請負契約約款（案）、その他入札説明書等で示した内容の変更はできないものとする。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

4.1.2. 契約の概要

本工事の請負契約は、請負契約約款（案）に基づき締結するものであり、受注者が遂行すべき設計業務、施工業務等に関する業務内容や金額、支払方法等を記載するものである。

4.1.3. 契約保証金

契約規則第 3 3 条及び第 3 4 条の規定による。

4.1.4. 契約書作成費用

契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。

4.2. 支払に関する事項

本工事における各業務の対価の支払いは、以下のとおりである。

ア 前払い

本市は、受注者が実施する設計・施工業務に係る対価の 1 0 分の 4 以内の費用を、前払金として受注者に支払う。なお、受注者は保証事業会社と、工事完成の時期を保証期間とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号）第 2 条第 2 項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を本市に寄託して、前記の前払金を請求するものとする。

イ 部分払い

本市は、受注者が実施する設計・施工業務に係る対価について、部分払いは行わない。

5. リスク分担に関する事項

5.1. リスク分担の基本的な考え方

本工事においては、最も適切かつ低廉に各リスクを管理することのできる主体が当該リスクを負担することにより、全体のリスクを低減し、工事の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。従って、受注者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には受注者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

5.2. 予想されるリスクと責任分担

本市と受注者の責任分担は、要求水準書及び請負契約約款（案）によることとする。参加者は負担すべきリスクを想定したうえで、入札すること。

6. 工事実施に関する事項

6.1. 請負業者賠償責任保険

受注者は、本工事の実施にあたり、請負業者賠償責任保険に加入すること。

6.2. 法令等の遵守

受注者は、本工事の実施にあたり、関連する最新の法令等を、遵守すること。

7. その他

7.1. 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と受注者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、契約書に規定する具体的措置に従う。また、本工事の契約に関連して本市と受注者の間に生じる一切の紛争については、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

7.2. その他工事の実施に関し必要な事項

7.2.1. 情報提供

本工事に関する情報提供は、適宜、本市のホームページに掲載し、公表する。

新潟市役所ホームページ <http://www.city.niigata.lg.jp>

トップページ>子育て・教育>学校教育>小学校・中学校>学校施設
>特別教室空気調和設備設置工事

※上記ページから、各公告日分の工事案件を参照のこと。

7.2.2. 問合せ先

入札説明書等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

新潟市教育委員会事務局 施設課（ふるまち庁舎4階）

担当：管理グループ 横渡

住所：〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル4階

電話：025-226-3185 FAX：025-226-0048

E-mail：shisetsu@city.niigata.lg.jp

様式第 1 号

新潟市立関屋中学校外 1 校特別教室空気調和設備設置工事入札参加申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

【申請者】

所在地：

商号又は名称：

代表者氏名：

参加資格要件を満たしており、標記入札への参加を申請します。

1 会社の概要について

(1)	会社名：	
(2)	本社所在地：	
(3)	担当者：	
	電話番号：	
	メールアドレス：	

※特定共同企業体にあつては、この様式に準じて構成企業についても記載してください。

2 入札参加資格について

開札日までに、関係書類を準備します。

様式第2号

質 疑 書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

所在地：

商号又は名称：

代表者氏名：

(担当者)

(電話番号)

(FAX番号)

1 工事番号 施設第20号

2 工事名 新潟市立関屋中学校外1校特別教室空気調和設備設置工事

※【提出期限】令和7年5月12日 17時（必着）

質 疑 事 項

注1 回答は、本質疑書の提出後、令和7年5月16日までに、本市ホームページにおいて掲載します。

注2 この質疑書は、入札説明書等に対して質問がある場合（入札に必要な事項に限る。）にのみ提出してください。

注3 提出期限を過ぎた場合は受理しません。

様式第 3 号

入 札 書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

住 所 :
氏 名 : 印

受任者氏名 : 印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

工 事 番 号 及 び 工 事 名	施設第 2 0 号 新潟市立関屋中学校外 1 校特別教室空気調和設備設置工事					
工 事 場 所	関屋中学校：新潟市中央区浜浦町 2 丁目 地内 鳥屋野中学校：新潟市中央区女池 4 丁目 地内					
入 札 金 額			百			千 円
入 札 保 証 金	免 除					

(注) 入札額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

委 任 状

年 月 日

(宛先) 新潟市長

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者 住 所

氏 名 ⑩

受 任 者 氏 名

⑩

記

件 名 : 施設第 2 0 号 新潟市立関屋中学校外 1 校特別教室空気調和設備設置工事

入札参加資格審査書類の提出について

年 月 日

(宛先) 新潟市長

所在地：

商号又は名称：

代表者氏名：

(担当者)

(電話番号)

入札公告に示された入札参加資格審査書類を下記のとおり提出します。

記

- 1 公告年月日 令和 7 年 4 月 2 2 日
- 2 工事番号、工事名 施設第 2 0 号
新潟市立関屋中学校外 1 校特別教室空気調和設備設置工事
- 3 入札参加資格審査書類
 - (1) 施工実績調書及び添付書類
一般競争入札共通公告により提出してください。
 - (2) 配置予定技術者調書及び添付書類
 - ア 特定共同企業体の場合は、構成員ごとに調書を提出してください。
 - イ 主任技術者を配置させる場合は、技術検定合格証明書の写し、ただし、実務経験で主任技術者となる場合は、実務経験を確認できる主任技術者経歴書(様式第 7 号の 1)を代わって添付してください。
 - ウ 監理技術者を配置させる場合は、監理技術者証の写し(両面)及び監理技術者講習会修了証の写しを(特定共同企業体の場合は代表者のみ)添付してください。
 - エ 直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する公的書類の写しを添付してください。
 - (3) 経営事項審査結果通知書
最新のものを添付してください。
特定共同企業体の場合は、構成員ごとに提出してください。
 - (4) 暴力団等の排除に関する誓約書
特定共同企業体の場合は、構成員ごとに提出してください。
 - (5) 特定共同企業体協定書 (特定共同企業体の場合に限る)
3 部作成し、原本 1 部を提出してください。

施 工 実 績 調 書

商号又は名称

工事番号・工事名	施設第 2 0 号 新潟市立関屋中学校外 1 校特別教室空気調和設備設置工事
----------	---

上記工事の入札公告に記載の参加要件を満たす施工実績は下表のとおりです。

1	工 事 名	
	発注機関名	
	契 約 金 額	千円
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	受注形態等	単体／特定・経常共同企業体 代表／構成員（出資比率 %）
	工 事 概 要	
2	工 事 名	
	発注機関名	
	契 約 金 額	千円
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	受注形態等	単体／特定・経常共同企業体 代表／構成員（出資比率 %）
	工 事 概 要	

- 1 注意事項
- 公告日以前にしゅん工した工事のうち、同種又は類似工事の代表的なものでしゅん工年月日の新しいもの 1 件以上を記入してください。
(新潟市発注工事の場合は、契約年度、工事番号も記載願います。)
- 2 添付書類
- 施工実績については、新潟市公告第 1 5 4 号一般競争入札共通公告の別表 1 に掲げる書類を添付してください。

当該工事に配置する技術者の資格及び工事経験は下表のとおりです。

経營業務の管理責任者の氏名（建設業法第7条）	
営業所における専任の技術者の氏名（建設業法第7・15条）	

1. 特定共同企業体の場合、構成員ごとに提出すること。
2. 監理技術者を配置する場合は、監理技術者証（写）（表・裏）と監理技術者講習修了証（写）を添付すること。
3. 主任技術者を配置する場合は、技術検定合格証明書（写）を添付すること。
4. 直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者である証明を添付すること。

（例）○健康保険被保険者証（写）（所属会社の判るもの） ○雇用保険被保険者証（写）
 ○雇用保険被保険者通知書（写）（事業主通知用） ○その他公的書類で雇用が確認できる書類（写）

主任技術者經歷書

技術者の実務経歴は下記のとおりです。

氏名及び生年月日		所属会社及び入社年月日	建設工事の種類 (当該工事に求められる工種)
(年 月 日 生)		(年 月 日 入社)	
該当区分 (該当する覧に○)			学歴及び学科 (法第7条第2号イ 該当者 (指定学科卒業者) は以下も記入すること)
☐	建設業法第7条第2号 イ 実務経験3年以上		
☐	建設業法第7条第2号 イ 実務経験5年以上		(年 月 日 卒業)
☐	建設業法第7条第2号 ロ 実務経験10年以上		

実務経験の内容	発注者	従事した職務	所属会社	従事期間
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
			合 計	満 年 月

注意事項

1. 過去に所属した会社の実績の場合は所属会社欄に従事当時の所属会社名も記載すること。
2. 従事した職務は、求められる工種に対応した工事の「現場施工」「現場代理人」「主任技術者」等、現場従事の立場を記載すること。

※工事現場の単なる雑務や事務系の仕事に関する経験は実務経験とはみなしません。

暴力団等の排除に関する誓約書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

所在地：

商号又は名称：

代表者氏名：

(※特定共同企業体の場合は、構成員ごとに提出してください)

当社（私）は、新潟市と請負契約を締結し、その債務を履行するに際し次の事項を誓約いたします。

1 当社（私）及び当社の役員並びに使用人は、契約締結から履行完了まで次のいずれにも該当することはありません。

- (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

2 1 の誓約事項に虚偽の内容があった場合又は以下（1）若しくは（2）に該当する場合には、新潟市に契約の解除権及びこれに伴う違約金が生じることを認めるとともに、その事実を公表されても異存ありません。

- (1) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が 1（1）～（7）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (2) 自社が、1（1）～（7）のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（2（1）に該当する場合を除く。）に、新潟市が自社に対して当該契約の解除を求め、自社がこれに従わなかったとき。

様式第 9 号

入 札 辞 退 届

件 名： 施設第 2 0 号 新潟市立関屋中学校外 1 校特別教室空気調和設備設置工事

辞退理由（出来るだけ詳しく記入して下さい。）

年 月 日

所在地：

商号又は名称：

代表者氏名：

（宛先）新潟市長